

○内閣府告示第千五百一十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県揖斐郡揖斐川町
- 二 構造改革特別区域の名称 豊かな心と体を育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第千五百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県大野郡白川村
- 二 構造改革特別区域の名称 21世紀へと羽ばたく心豊かな子どもが育つ白川給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県大野郡白川村の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第千百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 稲沢市
- 二 構造改革特別区域の名称 稲沢市食育推進給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 稲沢市の区域の一部（祖父江町及び平和町地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第千五百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県及び宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 岩手県・宮城県沿岸部外国人技能実習生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 釜石市及び塩竈市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六（五一三））

○内閣府告示第千五百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年十一月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取県及び島根県
- 二 構造改革特別区域の名称 山陰地域限定特例通訳案内士養成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥取県及び島根県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士養成等事業（一二二九）